ロ　第二条中法人税法の目次の改正規定（「第四十一条」を「第四十一条の二」に改める部分、「・第八十一条の八」を「―第八十一条の八の二」に改める部分及び「第百四十四条の二」を「第百四十四条の二の三」に改める部分に限る。）、同法第二編第一章第一節第四款第五目中第四十一条の次に一条を加える改正規定、同法第六十七条第三項の改正規定、同法第六十八条第一項の改正規定、同法第六十九条の次に一条を加える改正規定、同法第七十条の二の改正規定、同法第七十二条第三項の改正規定（「。）中」の下に「「確定した決算」とあるのは「決算」と」を加え、「「確定した決算」とあるのは「決算」と」を削る部分を除く。）、同法第八十条第一項の改正規定、同法第八十一条の三第一項の改正規定、同編第一章の二第一節第三款第五目中第八十一条の八の次に一条を加える改正規定、同法第八十一条の十三第二項の改正規定、同法第八十一条の十四第一項の改正規定、同法第八十一条の十五の次に一条を加える改正規定、同法第八十一条の十七の改正規定、同法第八十一条の十八第一項の改正規定、同法第八十一条の二十第三項の改正規定、同法第八十一条の三十一第一項の改正規定、同法第百四十二条第二項の改正規定、同法第百四十二条の六の次に一条を加える改正規定、同法第百四十四条の改正規定、同法第百四十四条の二第一項の改正規定、同法第三編第二章第二節中同条の次に二条を加える改正規定及び同法第百四十四条の四第四項第一号の改正規定並びに附則第二十三条、第三十条、第三十四条、第三十五条、第三十九条及び第四十条の規定

ハ　第三条中地方法人税法第六条第二号イ及び第十二条第三項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十四条の改正規定、同法第十五条第一項の改正規定、同法第十七条第三項の改正規定並びに同法第二十三条第一項の改正規定

ニ　第十四条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第四条第二項、第四項及び第六項の改正規定

ホ　第十五条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第四十一条の四」を「第四十一条の三の三」に改める部分に限る。）、同法第三条の改正規定、同法第四条の五第六項の改正規定、同法第八条の二の改正規定、同法第八条の四の改正規定、同法第八条の五の改正規定、同法第九条第一項第六号の改正規定、同法第九条の三の二の改正規定、同法第九条の六の改正規定、同条の次に三条を加える改正規定、同法第二十五条の二の改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第三十七条の十四第九項の改正規定（「（平成十四年法律第百五十一号）」を削る部分に限る。）、同法第二章第六節中第四十一条の四の前に二条を加える改正規定、同法第四十一条の十五の三の改正規定、同法第四十二条の四第八項第二号ニの改正規定、同法第六十七条の十四の改正規定、同法第六十七条の十五の改正規定、同法第六十八条の三の二の改正規定、同法第六十八条の三の三の改正規定及び同法第六十八条の百十一第一項の改正規定並びに附則第五十六条から第六十一条まで、第七十条、第七十二条、第七十九条から第八十一条まで、第九十九条及び第百一条の規定

ヘ　第十九条の規定（同条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の改正規定（同項の表租税特別措置法の項中

「第六十六条の七第四項、第六十六条の九の三第四項、第六十六条の九十一第四項及び第六十八条の九十三の三第四項	」及び法人税	」、復興特別所得税の額（附帯税の額を除く。）及び法人税

を

「第六十六条の七第四項、第六十六条の九の三第四項、第六十六条の九十一第四項第一号及び第六十八条の九十三の三第四項第一号	、法人税	、復興特別所得税の額（附帯税の額を除く。）、法人税

に改める部分に限る。）、同法第六十条（見出しを含む。）の改正規定、同法第六十三条第十六項の改正規定及び同法第六十六条の改正規定を除く。）及び附則第百二十六条第一項の規定次に掲げる規定　平成三十二年四月一日

イ　第二条中法人税法の目次の改正規定（「第一目　受取配当等（第二十三条―第二十四条）」を「第一目　収益の額（第二十二条の二）
第一目の二　受取配当等（第二十三条―第二十四条）」に、「第四十一条」を「第四十一条の二」に、「引当金」を「貸倒引当金」に改める部分、「・第八十一条の八」を「―第八十一条の八の二」に改める部分及び「第百四十四条の二」を「第百四十四条の二の三」に改める部分を除く。）、同法第三条の改正規定、同法第二編第一章第三節第二款の次に一款を加える改正規定、同編第一章の二第三節第二款の次に一款を加える改正規定及び同法第八十一条の二十五（見出しを含む。）の改正規定並びに附則第三十一条、第三十六条及び第三十七条の規定

ロ　第三条中地方法人税法の目次の改正規定、同法第三条第一項の改正規定、同法第五十六条第一項の改正規定及び同法別表第三第一号の表保険契約者保護機構の項の改正規定並びに附則第四十五条の規定

ハ　第五条中消費税法第三条の改正規定、同法第四十六条の次に二条を加える改正規定、同法第五十六条第一項の改正規定及び同法別表第三第一号の表保険契約者保護機構の項の改正規定並びに附則第四十五条の規定

ニ　第十一条中国税通則法第七十四条の二第一項の改正規定

ホ　第十五条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第六十八条の百十二」を「第六十八条の百十二」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の五を削り、同法第六十八条の四を同法第六十八条の五とする改正規定、同法第六十八条の三の四の次に一条を加える改正規定、同法第六十八条の八十八第二十項に後段として次のように加える改正規定、同法第三章第二十五節中第六十八条の百十一の次に一条を加える改正規定及び同法第八十七条の六の改正規定並びに附則第百二条、第百十五条及び第百十七条の規定

ヘ　第十七条中租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第三条に一項を加える改正規定及び附則第百二十三条の規定

ト　第十八条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十二条の次に一条を加える改正規定及び同法第三十条の次に一条を加える改正規定並びに附則第百二十四条第二項及び第四項の規定

八

次に掲げる規定　平成三十二年十月一日

イ　第一条中所得税法第百九十六条第一項の改正規定及び同法第百九十八条の改正規定並びに附則第十六条の規定

ロ　第十五条中租税特別措置法第四十一条第十九項の改正規定、同法第四十一条の二の二の改正規定、同法第四十一条の三第一項の改正規定、同法第四十一条の三の二第二十項の改正規定、同法第八十七条第一項の改正規定（「同法第二十三条第二項第一号又は第二号」を「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第二項第一号又は第二号」に改める部分及び「規定にかかわらず」の下に「、次の表の上欄に掲げる酒類の移出の日が同表の中欄に掲げる期間のいずれに属するかに応じ」を加え、「百分の八十（合成清酒及び発泡酒にあつては、百分の九十）」を「同表の下欄に定める割合」に改める部分に限る。）、同項に表を加える改正規定及び同条第二項の改正規定（「以下」と、」の下に「同項の表中」を加え、「「百分の九十」を「、「九十分の六十四」とあるのは「百分の八十」と、「百分の九十」に改める部分に限る。）並びに附則第七十八条、第百二十条第二項及び第百二十一条第三項の規定

ハ　附則第百二十五条の規定